

2013年11月1日

株式会社 プリントパック
代表取締役 木村 進 殿

全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)

京都地方連合会

執行委員長 村上 宏

個人加盟支部長 柳瀬 一行

プリントパック京都分会長 中山 悠平

プリントパック京都分会書記長 大橋 貴之

労働組合加入通知と団体交渉の申し入れ

前略 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社従業員である中山氏等は、全印総連京都地連に加入されました。

ご承知のことと思いますが、中山氏等の労働組合加入は、以下に述べるように憲法・労働組合法・労働基準法などで保障されている権利であり、貴社が従業員の組合加入に関して、介入したり不当な扱いをすることは、不当労働行為という犯罪行為であり、法律違反となります。

ご存知のように日本国憲法は、国民の基本的人権の一つとして労働者の働く労働条件の最低基準を決め、その向上をめざして団結して行動する権利を保障しており、何人もこれを侵すことはできません。憲法28条では「勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と労働者の労働三権を保障しています。

また、労働組合を作って活動する権利を具体的に保障しているのが「労働組合法」です。使用者が行ってはならない反労働組合的行為を「不当労働行為」として禁止しています。次のような行為は不当労働行為にあたります(労働組合法第7条1項から4項)。

(1) 正当な組合活動を行った者に不利益な取り扱いをすること。労働者が労働組合員であること、労働組合に加入したり、結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたこと、を理由にその労働者を解雇したり、不利益な取り扱いをすることは禁止されています。(労組法第7条1項)

(2) 正当な理由なく団体交渉を拒否すること。労働組合が労働条件の維持向上、雇用やくらし・権利を守るためには団体交渉が必要であり、使用者は団体交渉に応じる義務があります。正当な理由がないのに拒否することはできません。(労組法第7条2項)

(3) 労働組合の自主性を失わせること。労働者が労働組合を結成したり、活動することに支配・介入(組合結成を認めないと発言したり、思いとどまるよう説得したり、脱退を働きかけること)することはできません。(労組法第7条3項)

私たちの労働組合運動の基本は、労働者のくらし・雇用、権利を守る活動とともに、国の経済を支えている中小・地場産業が健全に発展することをめざしており、そのために大企業の横暴を規制、国や地方公共団体の中小企業政策の充実などを求める運動を全国の仲間と力を合わせて展開しています。

以上の内容にそってお互いの自主性と権利を尊重し、健全な労使関係が確立されるよう最大限の努力を要請いたします。

つきましては、下記の要求事項につきまして団体交渉を申し入れます。

記

- 1、基本給を一律3万円アップすること。
- 2、年末一時金を基本給の3か月分とし、12月10日に支給すること。
- 3、賃金・諸手当の算定基準を明らかにすること。
- 4、休憩時間を確保し、印刷現場では機械を止めて一斉休憩を保障すること。
- 5、勤務シフトの改善をはかること。
- 6、有給休暇取得申請の書状と手続きについて従業員に周知すること。
- 7、中小企業退職金共済を活用し、退職金制度を確立すること。
- 8、時間外・休日労働に関する協定書（36協定）を開示すること。
- 9、労働安全衛生委員会の過去1年間の議事録を開示すること。
- 10、組合掲示板、組合事務所を貸与すること。
- 11、電話・FAXなど通信機器の組合用務での使用を認めること。
- 12、上記の要求事項について、11月15日までに団体交渉を持つこと。

以上